

第3回蒲田地区駐車場地域ルール策定協議会（分科会）
議事要旨

1. 日時

令和7年7月18日（金）10：00 から 12：00 まで

2. 場所

蒲田地域庁舎 5階 大会議室

3. 出席者（会員17名、オブザーバー1名）※代理出席者を含む

学識経験者2名、地元組織1名、民間事業者等4名、東京都2名、警察1名、大田区7名、国土交通省（オブザーバー）1名

4. 議題

- ・ 駐車施設の附置義務、隔地・集約
- ・ 建築主等の取組
- ・ 駐車施設の規模・構造・出入口等
- ・ 駐車場地域ルールの運用体制及び運用方法
- ・ 駐車場地域ルール策定及び運用に向けたスケジュール

5. 議事要旨

会員より、以下の意見を受けた。

（駐車施設の附置義務）

- ・ 類似事例をもとにした下限値設定について、駅周辺の宿泊施設については自動車の需要が少ないという話も聞くため、用途を踏まえた検討をしても良いのではないか。

（大規模小売店舗立地法の適用を受ける建築物の取扱い）

- ・ 大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）については、地域ルールで駐車施設台数を低減しても大店立地法で低減できないなども考えられるため、予め方針を整理すると良い。

（駐車施設の隔地・集約）

- ・ 他地区の地域ルールと比較すると、蒲田には隔地先がないということが決定的に異なる点である。隔地先がないという状況であると玉突きが出来ず地域ルールを策定した意味がなくなってしまう。一方で、東京都駐車場条例のまま駐車施設を作り、利用されない駐車施設が増えるというのも合理的でないため、隔地先確保については引き続き議論が

必要である。

(建築主等の取組)

- ・ 協力金については、どこが管理するかによって自由度や手続きのあり方が変わってくるため、そこも含めて検討する必要がある。
- ・ 地域貢献策は空間に還元されるため、シミュレーション等により客観的な評価基準を検討することが必要ではないか。
- ・ 既存建築物への適用を積極的に進めていく上で、審査手数料が足かせにならないか。隔地先整備に協力する者に対しては審査手数料の負担軽減等により、積極的に申請者を支援することも検討してほしい。
- ・ 蒲田は大規模な建替えが立て続くエリアではないことから、潤沢に協力金収入が入るという想定は難しい。その点から考えると用途を幅広く設定するのではなく、用途を明確にして必要なところに資金が行く仕組みとするべきと考える。

以上